スポーツ振興くじ(第954回及び第956回)の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第254号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(平成10年文部省令第39号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成29年8月18日

独立行政法人日本スポーツ振興センター 理 事 長 大 東 和 美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1~2のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1~2のとおり

- 3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地
- (1) 楽天銀行株式会社 東京都品川区東品川4丁目12番3号 (ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号 (ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号 (ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社 東京都港区六本木1丁目6番1号 (ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行 東京都中央区日本橋1丁目19番1号 (ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 合致の割合の種類

別紙3のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間 別紙1~2のとおり

6 試合当たり投票種類数 別紙3のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名別紙1~3のとおり

- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率** 別紙3のとおり
- 9 1 **等の払戻金の**最高限度額について本センターが定める金額 別紙 3 のとおり
- 10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・スポーツ振興投票の名称 第954回スポーツ振興くじ
- スポーツ振興投票券の発売期間平成29年8月24日(木)~同年8月31日(木)
- 特定指定試合を実施する期日又は期間平成29年8月31日(木)及び同年9月1日(金)
- ・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) toto(トト) 以下の対象試合のうち、試合No. ①~⑬のサッカーチーム
 - (2) mini toto A組 (ミニトト エイクミ) 以下の対象試合のうち、試合No. ①~⑤のサッカーチーム
 - (3) mini toto B組(ミニトト ビークミ) 以下の対象試合のうち、試合No. ⑦~⑪のサッカーチーム
 - (4) totoGOAL3 (トトゴールスリー) 以下の対象試合のうち、試合No.①、③及び④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	[ホームチーム]	[アウェイチーム]
8/31	1)	日本 (日本)	オーストラリア (オーストラリ)
8/31	2	タイ (タイ)	イラク (イラク)
8/31	3	中国 (中国)	ウズベキスタン (ウズベキ) イラン
8/31	4	韓国 (韓国)	イラン (イラン) カタール
8/31	5	シリア (シリア)	(カタール)
9/1	6	ギリシャ (ギリシャ)	エストニア (エストニア)
9/1	7	ポルトガル (ポルトガ)	フェロー諸島 (フェロー) オランダ
9/1	8	フランス (フランス)	オランダ (オランダ) スウェーデン
9/1	9	ブルガリア (ブルガリ)	(スウェテ゛ン)
9/1	10	ウルグアイ (ウルグアイ)	アルゼンチン (アルゼンチ)
9/1	11)	ブラジル (ブラジル)	エクアドル (エクアドル)
9/1	12	ベネズエラ (^゙ネズェ)	コロンビア (コロンビア)
9/1	13)	チリ (チリ)	パラグアイ (パラグア)

- ・スポーツ振興投票の名称 第956回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間 平成29年8月31日(木)~同年9月5日(火)
- 特定指定試合を実施する期日又は期間平成29年9月5日(火)及び同年9月6日(水)
- ・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) toto(トト) 以下の対象試合のうち、試合No. ①~⑬のサッカーチーム
 - (2) mini toto A組 (ミニトト エイクミ) 以下の対象試合のうち、試合No. ①~⑤のサッカーチーム
 - (3) mini toto B組(ミニトト ビークミ) 以下の対象試合のうち、試合No. ⑦~⑪のサッカーチーム
 - (4) totoGOAL3 (トトゴールスリー) 以下の対象試合のうち、試合No. ③~⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	[ホームチーム] オーストラリア	[アウェイチーム]	
9/5	1)	(オーストラリ)	タイ (タイ)	
9/6	2	カタール (カタール)	中国(中国)	
9/6	3	イラン (イラン)	シリア (シリア)	
9/6	4	ウズベキスタン (ウズベキ) サウジアラビア	韓国(韓国)	
9/6	5	(サウシ゛)	日本(日本)	
9/6	6	アイルランド (アイルラン)	セルビア (セルビア)	
9/6	7	イタリア (イタリア)	イスラエル (イスラエル)	
9/6	8	アイスランド (アイスラン)	ウクライナ (ウクライナ)	
9/6	9	トルコ (トルコ)	クロアチア (クロアチア)	
9/6	10	コロンビア (コロンビア)	ブラジル (ブラジル) ペルー	
9/6	11)	エクアドル (エクアドル)	(^° / <i>V</i>)	
9/6	12	アルゼンチン (アルゼンチ)	ベネズエラ (^´ネスヾェ)	
9/6	13	パラグアイ (パラグア)	ウルグアイ (ウルグアイ)	

合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

- (1) to to (\h)
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
 - 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- (2) mini toto A組 (ミニトト エイクミ) 1等 10割
- (3) mini toto B組 (ミニトト ビークミ) 1等 10割
- (4) totoGOAL3 (トトゴールスリー)
 - 1等 10割
 - 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

試合当たり投票種類数

- (1) toto 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (2) mini toto A組1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (3) mini toto B組1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (4) totoGOAL31試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類
- 合致の割合の算式において本センターが定める率
 - (1) toto
 - 1等 10分の7
 - 2等 20分の3
 - 3等 20分の3
 - (2) mini toto A組 1等 1分の1
 - (3) mini toto B組 1等 1分の1
 - (4) totoGOAL3 1等 5分の3
 - 2等 5分の2
- ・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額
 - (1) toto
 - 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、5億円)
 - (2) mini toto A組
 - 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
 - (3) mini toto B組
 - 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)
 - (4) totoGOAL3
 - 一口100円に対し、1億円(加算金のあるときにあっては、2億円)